

平成23年度福島県 一般会計 歳入歳出決算審査意見 特別会計

第 1 審 査 の 概 要

1 審査の対象

- 平成23年度福島県一般会計
- 平成23年度福島県公債管理特別会計
- 平成23年度福島県土地取得事業特別会計
- 平成23年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
- 平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計
- 平成23年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計
- 平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計
- 平成23年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計
- 平成23年度福島県港湾整備事業特別会計
- 平成23年度福島県流域下水道事業特別会計
- 平成23年度福島県証紙収入整理特別会計
- 平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計

2 審査の期間

平成24年8月6日から同年9月7日まで

3 審査の手続

平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などの審査に当たっては、

- (1) 決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか

(2) 予算の執行は、議会の議決に沿い、かつ、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、効率的、合理的に執行されたか

(3) 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行されたか

(4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われたか

などを主眼として、関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、必要な資料の提出を求めて関係部局の説明を聴取し、併せて定期監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて慎重に審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1. 審査の結果

平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、関係諸帳簿、証書類及び県指定金融機関発行の公金・収支現在高報告書の計数と符合しており、相違ないことを確認した。

また、予算の執行、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善又は検討を要するものが見受けられたものの、おおむね適正に執行されたものと認められる。

2 意見

(1) 決算の状況

ア 一般会計

平成23年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入が2兆2,983億5,310万3,590円、歳出が2兆2,486億187万3,051円となり、前年度に比較して、歳入で152.0%、歳出で154.7%それぞれ大幅に増加した。これは、東日本大震災及び原子力災害の対応に係る事業費が極めて多額になったことなどにより、かつてない決算規模及び歳入・歳出の構成となったものである。歳入では、地方交付税及び国庫支出金が大幅に増加したものの、県税が減少し、歳出では、扶助費（災害救助費）、災害復旧事業費及び復興・再生に係る基金の積立金等が大幅に増加している。

歳入決算額の財源別状況では、自主財源で県税が減少したものの、諸収入、繰入金及び寄付金の増などにより、前年度に比較して57.2%増加したが、構成比では15.2ポイント減の25.0%となった。一方、依存財源では、国庫支出金、地方交付税及び県債の増などにより前年度に比較して215.6%の増加、構成比でも15.2ポイント増の75.0%となった。

歳出決算額の性質別状況では、義務的経費で公債費が減少したものの、人件費及び扶助費（災害救助費）が増加したことから、前年度に比較して44.9%の増加、構成比では19.1ポイント減の25.2%となった。投資的経費では、災害復旧事業費及び普通建設事業費等の増加により、前年度に比較して46.2%の増加、構成比では5.4ポイント減の7.3%となった。また、その他の経費では、復興・再生に係る基金の積立金の増などにより、前年度に比較して300.1%の増加、構成比では24.5ポイント増の67.5%となった。

この結果、歳入歳出差引額は497億5,123万539円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は68億3,651万1,673円の黒字となっている。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額に財政調整基金への積立金及び地方債繰上償還金を加算し、財政調整基金からの取崩額を差し引いた実質単年度収支額は、139億9,114万4,318円の黒字となっている。

イ 特別会計

公債管理特別会計など11特別会計合計の歳入歳出決算額は、歳入が1,483億6,161万9,774円、歳出が1,374億3,246万1,102円となり、前年度に比較して、歳入で97.7%、歳出で92.2%それぞれ大幅に増加している。

これは、小規模企業者等設備導入資金貸付金特別会計において、東日本大震災及び原子力災害の被災中小企業に対する貸付金の制度を創設したことに伴い、歳入において貸付財源とする県債、歳出において貸付金が大幅に増加したことなどによるものである。

この結果、歳入歳出差引額は109億2,915万8,672円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は62億6,369万8,572円の黒字となっている。

(2) 歳入の確保

ア 収入未済額の状況

一般会計及び特別会計（各々、国庫支出金分を除く。）の収入未済合計額は108億3,886万円で、前年度に比較して26億722万円、19.4%減少している。この減少分のうち一般会計の繰入金の22億6,156万円を除くと、3億4,566万円、3.1%の減少である。

また、一般会計では、県税の収入未済額が前年度に比較して2億6,287万円、4.2%減少して60億3,229万円となり、そのうち個人県民税の滞納額は、前年度に比較して3億5,334万円、7.6%減少して43億1,263万円となっているが、県税全体の収入未済額に占める割合は71.5%と依然として高く、引き続き縮減に向けた対策が必要となっている。

さらに、税以外の収入にあっても、県営住宅使用料1億5,980万円、港湾施設使用料1,354万円、児童福祉施設入所費負担金6,079万円、広域農業開発費負担金3,535万円、高等学校授業料1,377万円など、合計で34億7,697万円が収入未済となっている。

次に、特別会計では、中小企業高度化資金貸付金10億2,223万円、母子寡婦福祉資金貸付金1億4,678万円、農業改良資金貸付金4,774万円、港湾施設使用料1,818万円など、合計で13億2,961万円が収入未済となっている。

イ 収入未済の縮減と発生防止

収入未済については、各関係機関とも組織的な徴収対策に努めたものの、依然として多額の収入が未済となっているため、引き続きその縮減や発生防止等に取り組む必要がある。

自主財源の柱である県税については、東日本大震災及び原子力災害による救済措置としての減免及び徴収の猶予などにより減収を余儀なくされ、今後も厳しい財政状況が続く中、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図る必要がある。

特に個人県民税の収入未済の縮減については、県税における徴収対策の最も重要な課題となっており、福島県地方税滞納整理推進会議等の活動を通して、市町村との緊密な連携をより深め、直接徴収制度や相互併任徴収制度の積極的な活用などの取組をさらに強化されたい。

また、県税以外の収入未済については、負担の公平性・公正性を堅持する観点からも、徴収のマニュアルを整備し、滞納者個々の実態に即した適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じて収入の確保に一層努力されるとともに、貸付金における返済義務の周知徹底を的確に講じるなど新たな収入未済の

発生防止を今後とも図られたい。

ウ 不納欠損額の縮減

一般会計の不納欠損額は4億6,421万円で、前年度に比較して1億7,039万円、58.0%増加しており、その主なものは、県税の4億3,363万円、延滞金、加算金び雑入に係る諸収入の1,858万円などである。今後とも、財源確保の観点からも、債務者の財産状況等の把握を徹底するなどの債権管理を行い、時効等による債権の消滅、債権の放棄などの不納欠損処分に至らぬよう、適切な対応に努められたい。

(3) 財務事務の適正な執行

ア 事務処理能力の向上及び内部チェック体制の強化

財務事務の執行については、収入・支出事務、契約事務及び職員手当の支給事務等に不適切な事務処理を認め、定期監査等において、指摘事項等として速やかな是正・改善を求めてきたところである。

これらの多くは、制度改正の周知不足や職員の財務関係諸規程の理解不足等に起因するものと認められることから、会計職員研修や監査結果の周知などにより職員の資質の向上を図るとともに、所属において、内部チェック体制の一層の充実強化等に取り組み、適正かつ正確な財務事務の執行に努められたい。

また、東日本大震災等の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等及び東日本大震災等に係る災害復旧事業の執行について講じられた特例措置については、概ね適切に執行されていると認められた。

イ 庶務システムの適正運用

給与及び旅費事務などの庶務業務については、職員及び決裁権者のチェック不足による入力漏れや支払い遅延等が認められたので、今後とも、各所属において、チェック体制の強化を図り、適正な事務の管理に努められたい。

ウ 県有財産の適正管理

県有財産については、県有財産最適活用計画に基づき、未利用財産の処分等を推進するとともに、公用車や職員公舎等の集約化・一元化による効率的・効果的な管理により一層努められたい。特に、被災した物品の更新、放射能測定機器の購入、自動車の寄附受納などにより重要物品が増加しているため、その適正管理及び有効活用に努められたい。

また、基金については、東日本大震災及び原子力災害への対応を目的とした新たな基金の創設及び積増しにより、前年度に比較して6基金、8,388億358万円、517.3%の増加と、極めて多額になっていることから、その設置目的に沿った適正かつ有効な運用にさらに努められたい。

(4) 総括

本県の財政は、歳出面では、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生に係る広範かつ膨大な財政需要が見込まれ、一方、歳入面では、自主財源である県税収入の減収が見込まれており、今後必要な事業量に見合う財源の確保に努力されたい。また、各種基金の活用や原子力損害賠償請求にも引き続き適切に取り組まれたい。

さらに、後年度の財政負担となる県債残高が1兆3,346億円余と依然として多額のまま推移するなど、引き続き厳しい状況にあることから、今後とも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等を考慮した健全で柔軟な財政運営に努められたい。

また、歳出の翌年度への繰越については、復旧・復興工事等に係る繰越明許費が1,512億円余及び事故繰越額が33億円余と多額に上っていることから、より一層的確な事業管理及び迅速な事業執行に努められたい。

今後の復興・再生に向けては、限られた予算を必要な分野へ重点的、優先的に配分するとともに、これまで以上に部局が連携し、昨年12月に策定した福島県復興計画に掲げる重点プロジェクトに着実に取り組み、県民の付託に応えるべく、一日も早い復興・再生を成し遂げられるよう、経済性、効率性及び有効性に配慮しながら、適切かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。